港 X 家 庭 的 保 育 事 業 等 \mathcal{O} 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 を 定 8 る 条 例 \mathcal{O} __ 部 を 改 正 す

る条例

右の議案を提出する。

平成三十年六月十三日

提出者 港区長 武 井 雅 昭

港 区 家 庭 的 保 育 事 業 等 \mathcal{O} 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 を 定 \otimes る 条 例 \mathcal{O} __ 部 を 改 正 す

る条例

港 区 家 庭 的 保 育 事 業 等 \mathcal{O} 設 備 及 \mathcal{U} 運 営 に 関 す る 基 準 を 定 \otimes る 条 例 平 成 + 六 年 港 区 条 例 第

+ 七 号 \mathcal{O} __ 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

第 六 条 第 五 項 中 \neg 次 条 第 号 _ を 次 条 第 __ 項 第 号 _ に 改 8 る

第 七 条 第 뭉 中 \neg 家 庭 的 保 育 事 業 者 等 \mathcal{O} _ を 家 庭 的 保 育 事 業 所 等 \mathcal{O} _ に 改 \emptyset 1 う _ \mathcal{O}

下 に 以 下 ک \mathcal{O} 条 に お 11 て 同 じ _ を 加 え 同 条 に 次 \mathcal{O} 項 を 加 え る

2 区 長 は 家 庭 的 保 育 事 業 者 等 に ょ る 代 替 保 育 \mathcal{O} 提 供 に 係 る 連 携 施 設 \mathcal{O} 確 保 が 著 L < 木 難 で

あ る と 認 \Diamond る 場 合 で あ 0 て 次 \mathcal{O} 各 号 に 掲 げ る 要 件 \mathcal{O} 全 て を 満 た す لح 認 \Diamond る لح き は 前 項 第

二号の規定を適用しないことができる

家 庭 的 保 育 事 業 者 等 لح 次 項 \mathcal{O} 連 携 協 力 を 行 う 者 لح \mathcal{O} 間 で そ れ ぞ れ \mathcal{O} 役 割 \mathcal{O} 分 担 及 75 責 任

 \mathcal{O} 所 在 が 明 確 化 さ れ 7 11 る と

次 項 \mathcal{O} 連 携 協 力 を 行 う 者 \mathcal{O} 本 来 \mathcal{O} 業 務 \mathcal{O} 遂 行 に 支 障 が 生 じ な 1 ょ う 12 す る た \Diamond \mathcal{O} 措 置 が

講じられていること。

3

前 項 \mathcal{O} 場 合 に お 11 て 家 庭 的 保 育 事 業 者 等 は 次 \mathcal{O} 各 号 に 掲 げ る 場 合 \mathcal{O} 区 分 に 応 じ そ n

ぞ n 当 該 各 号 に 定 \Diamond る 者 を 第 項 第 _ 号 に 掲 げ る 事 項 に 係 る 連 携 協 力 を 行 う 者 と L 7 適 切

に

確保しなければならない。

業 実 当 施 該 場 家 所 庭 的 と 保 育 11 う 事 0 業 $\overline{}$ 者 以 等 外 が \mathcal{O} 家 場 庭 所 的 又 保 は 育 事 事 業 業 所 等 に を お 行 う 11 7 場 代 所 替 又 保 は 育 事 が 業 提 所 供 さ 次 号 れ る に 場 お 合 11 て 第 _ 事

を 行 う 者 次 号 に お 1 て _ 小 規 模 保 育 事 業 Α 型 事 業 者 等 _ لح 1 う

+

八

条

に

規

定

す

る

小

規

模

保

育

事

業

Α

型

若

L

<

は

小

規

模

保

育

事

業

В

型

又

は

事

業

所

内

保

育

事

業

模

保

育

事 業 実 施 場 所 に お 1 て 代 替 保 育 が 提 供 さ n る 場 合 事 業 \mathcal{O} 規 模 等 を 勘 案 L 7 小 規

第十七条第二項に次の一号を加える。

事

業

Α

型

事

業

者

等

と

同

等

 \mathcal{O}

能

力

を

有

す

ると

区

長

が

認

8

る

者

保 育 所 幼 稚 袁 認 定 $\overset{\sim}{\smile}$ ど £ 袁 等 か 5 調 理 業 務 を 受 託 L て 11 る 事 業 者 \mathcal{O} う 5 当 該 家 庭

的 保 育 事 業 者 等 に ょ る 給 食 \mathcal{O} 趣 旨 を + 分 12 認 識 L 衛 生 面 栄 養 面 等 12 必 要 な 注 意 を 払 0

ک る 養 \mathcal{O} た لح 段 家 素 調 庭 が 量 階 理 的 で \mathcal{O} 並 業 保 き 給 び 務 育 る 与 に を 事 そ 者 健 適 業 لح 康 切 \mathcal{O} を L 他 状 に 行 7 利 態 行 う う 区 用 に ۲ 場 長 乳 応 所 が 幼 U لح 児 た が $\overline{}$ 適 第 当 で \mathcal{O} 食 <u>-</u> と 事 き 食 + 事 る 認 \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} 提 能 \Diamond 条 る 内 供 力 第 を Ł 容 ア \mathcal{O} 有 す 項 口 V に 家 数 る ル と 規 ギ 庭 及 定 لح 的 び す 保 時 t 育 ア に る 機 家 事 に 1 庭 業 0 L° 利 的 者 1 用 乳 保 が 7 等 第 育 幼 \mathcal{O} \sim 者 適 児 \mathcal{O} \mathcal{O} + 切 配 \mathcal{O} 居 \equiv な 慮 年 宅 条 対 齢 に に 応 及 必 限 規 を 要 び る 定 す な 発 す る 栄 達

第 兀 + 七 条 中 _ 第 七 条 _ を 第 七 条 第 項 に 同 条 第 号 及 び 第 号 _

を

同

項

第

号

付 則 及

び

第

号

_

に

改

8

る

に

お

1

7

家

庭

的

保

育

事

業

を

行

う

場

合

に

限

る

|の条例は、公布の日から施行する

説明)

た

8

本

案

を

提

出

11

た

L

ま

す

厚 省 生 令 家 労 第 庭 働 六 的 + 省 保 令 育 五 第 号 事 $\overline{}$ 六 業 十 等 \mathcal{O} 施 \mathcal{O} 号 行 設 に 備 ょ 及 \mathcal{O} る \mathcal{U} 家 運 部 改 庭 営 正 的 に に 保 関 伴 育 す 1 事 る 業 基 等 家 準 庭 \mathcal{O} \mathcal{O} 的 設 保 備 部 育 及 を 事 び 改 業 運 正 等 す 営 に る \mathcal{O} 実 関 省 施 す 令 に る 平 係 基 る 準 成 要 三 + 件 平 を 成 年 _ 緩 厚 和 + 生 六 す 労 る 年 働